

全石連 安心医療保険のご案内

医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険

石油組合組合員企業で働く皆さまを対象とした
2019年2月からスタートする新制度の医療保険です。

特長

- ① **25%の団体割引**が適用されます!
- ② ご加入の際、**医師の診査は不要**です!
※告知いただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
- ③ 組合員企業で働く**皆さまのご家族も**、
ご加入いただくことができます!
- ④ 医療補償・がん補償に加えて、
豊富なオプションをご用意しております!



先進医療費用等
補償特約

個人賠償責任
補償特約

弁護士費用
総合補償特約



©JAPAN-DA

- ⑤ **最長80歳までの
ご加入継続**が可能です!
- ⑥ さまざまな**無料電話相談サービス**を
ご用意しております!






保険期間:2019年2月1日 午後4時～1年間

全国石油業共済協同組合連合会

引受保険会社:損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療補償プラン

- 保険期間:1年 ●団体割引25%適用
- 重大手術保険金倍率変更特約セット

保険金の種類		保険金のお支払い概要
入院保険金	病気・ケガ 	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払い ○【病 気】1回の入院で120日までお支払い ○【ケ ガ】1事故で120日までお支払い
疾病退院後通院保険金	病気 	<ul style="list-style-type: none"> ○【病 気】継続して1日を超えた入院(※)の退院後の通院で90日までお支払い (※)日帰り入院を含みます。
手術保険金	病気・ケガ 	<ul style="list-style-type: none"> ○【病気・ケガ】手術を受けたとき(一部の軽微な手術は対象外) ○【病気・ケガ】(重大手術の場合)入院保険金日額の40倍 (重大手術以外の場合)入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍 ○【病 気】放射線治療を受けたとき、保険金をお支払い 
三大疾病診断一時金	病気 	<ul style="list-style-type: none"> ○【三大疾病】がんと診断確定されたとき、または急性心筋こうそく・脳卒中を発病し、入院を開始した場合、一時金をお支払い
疾病葬祭費用保険金	病気	<ul style="list-style-type: none"> ○【病 気】疾病を被りかつ死亡され、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに、保険金をお支払い

※本ご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、パンフレットをご覧ください。

充実補償のその他豊富なオプションもご用意して

がん補償プラン

- 保険期間:1年
- 団体割引25%適用

保険金の種類	保険金のお支払い概要	補償名(型名)	
		スタンダードプラン(C1)	ワイドプラン(C2)
がん診断保険金	○1回目 初めて「がん」と診断確定されたときにお支払い ○2回目以降 「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払い※1	100万円	200万円
がん入院保険金	○「がん」の治療を直接の目的として入院されたとき、1日目から日数無制限でお支払い	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円
がん手術保険金	○「がん」の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、重大手術は入院保険金日額の40倍、重大手術以外の入院中の手術は入院保険金日額の20倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い(1回の手術につき) *一部の軽微な手術は対象外となります	<重大手術の場合> 手 術: 40万円 <重大手術以外の場合> 入院中の手術: 20万円 外来の手術: 5万円	<重大手術の場合> 手 術: 40万円 <重大手術以外の場合> 入院中の手術: 20万円 外来の手術: 5万円
がん通院保険金	○「がん」による入院が継続して7日を超えた場合、入院前60日と退院後180日の期間(通院責任期間)中の通院に対して45日を限度にお支払い(1日につき)	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円
がん退院一時金	○「がん」による入院が継続して20日を超えて、かつ無事に退院されたとき、退院一時金をお支払い(1回の入院につき)※3	10万円	20万円

保険料

満年齢	毎月の保険料	
	スタンダードプラン(C1)	ワイドプラン(C2)
40~44歳	540円	1,070円
45~49歳	1,040円	2,060円

※その他のご年齢の保険料はお問い合わせください。



※1 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

※2 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

※3 2回目以降の退院一時金は、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません



保険料

働き盛りの40代の保険料は
2,280円から。

満年齢	毎月の保険料
40～44歳	2,280円
45～49歳	2,910円

※その他のご年齢の保険料はお問い合わせください。

- (※1) 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- (※2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- (※3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※4) 新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。
- (※5) 保険契約開始時点のご加入人数により、保険料を調整する場合がありますので、あらかじめご了承願います。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- (※6) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、疾病葬祭費用補償特約保険料部分を除きます。(2018年10月現在)

補償名(型名)

医療補償(M2)

1日につき **10,000円**

1日につき **6,000円**

〈重大手術の場合〉

手術：**40万円**

〈重大手術以外の場合(放射線治療も含まれます。〉

入院中の手術：**10万円** 外来の手術：**5万円**

30万円

〈70歳未満〉

200万円限度

〈70歳以上〉

100万円限度

※医療補償の型(M2)は、70歳以上の場合には型(M3)に読み替えます。

あります!

その他のオプション

- 保険期間:1年
- 団体割引25%適用

先進医療費用等補償特約 (型名:S1)

補償内容	・先進医療(注1)に関する費用 ・臓器移植術を受けるために支払った費用(注2) ・臓器移植術に使用する臓器の摘出手術に要した費用(注3)		
保険金額	500万円限度	特約保険料(月額)	20円

(注1) 先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)

(注2) 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規程に基づいて摘出された臓器によって行われる移植術をいいます。

個人賠償責任補償特約 (型名:K1)

補償内容	日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払します。		
保険金額	1億円(自己負担なし)	特約保険料(月額)	90円

弁護士費用総合補償特約 (型名:B1)

補償内容	対象の法的トラブルにあった時の弁護士費用をサポートします。		
保険金額	法律相談費用保険金(自己負担金1,000円):通算 5万円限度 弁護士委任費用保険(自己負担金割合10%):通算 100万円限度		
特約保険料(月額)	510円		

※先進医療等費用補償特約保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。(2018年10月現在)

先進医療費用等補償特約とは?

疾病や傷害を直接の原因として日本国内において、先進医療(注1)や臓器移植術(注2)を受けた場合に、先進医療や臓器移植に要した費用を保険金として、先進医療等費用保険金額を限度に支払います。(健康保険等、公的医療保険制度等から給付される金額を除きます。)治療を受けるために必要とした病院までの交通費も対象となります。

個人賠償責任補償特約とは?

日本国内外で発生した以下の偶然な事故(自動車事故は除きます。)によって、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払します。

- (1)住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- (2)被保険者の日常生活※に起因する偶然な事故

弁護士費用総合補償特約とは?

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。
トラブルの当事者:被保険者ご本人&お子さま
○被保険者ご本人だけでなく、お子さまが遭遇されたトラブルについても対象となります。
・被害事故 ・人格権侵害 ・借地・借家
トラブルの当事者:被保険者ご本人
○次の法的トラブルについては、調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。
・遺産分割調停 ・離婚調停

よくある Q & A

Q₁ 保険期間の開始日と保険料の引き落としタイミングを教えてください。

A 保険期間は2019年2月1日午後4時から2020年2月1日午後4時の1年間となります。2019年1月18日までに取扱代理店までお申し込みいただいた場合、2019年2月1日から保険責任が開始となります。ただし、がん補償プランの場合は、保険契約上の責任はご加入初年度の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に開始します。2月1日保険始期の場合、保険料の引き落としは、4月27日となります。

Q₂ 保険期間の中途からでも加入できますか？

A 保険期間の中途でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2020年2月1日午後4時までとなります。ただし、がん補償プランの場合は、保険契約上の責任はご加入初年度の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に開始します。毎月の保険料は中途加入日の満年齢で計算します。



Q₃ 加入対象者の範囲は？

A 組合員企業の経営者や組合員の皆さまの配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族であれば可能です。具体的には右図を参照ください。

加入対象者の範囲	ご注意点
① 組合員企業の役員本人	① 組合員企業からの出向者がいる場合、組合員企業から給料の支払いを受けている場合(在籍出向者)は対象に含めることができます。
② ①の配偶者	②③④⑤ 配偶者、子ども、両親および兄弟については、「生計を共にする」、「血族か姻族か」を問いません。
③ ①の子ども	
④ ①の両親	
⑤ ①の兄弟	⑥ 別居の親族は対象に含めることができません。
⑥ ①の同居の親族	

Q₄ 退職後の契約の取り扱いは？

A 全石連・安心医療保険は、退職後も保険を継続することができます。所定の手続きがございますので、保険期間中に退職される場合は事前にお問い合わせ窓口までご相談ください。



Q₅ 保険料の引き落としができなかった場合にはどうなるのか？

A 翌月の応当日に2回分の引き落としが発生しますので、引き落とし口座にご準備ください。2回分の引き落としができない場合、保険は解除となってしまいます。詳細はお問い合わせ窓口までご照会下さい。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●本制度に関するお問い合わせ先

全国石油業共済協同組合連合会 共同事業グループ
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館

TEL 03-3593-5844
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●お問い合わせ先 取扱代理店

株式会社ゼンセキ
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館

TEL 03-3593-5800
FAX 03-3597-1712
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第六部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL 03-3231-4176
FAX 03-3231-9910
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)